

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名 (市町村コード)	加古川市 (28210)	
地域名 (地域内農業集落名)	志方町行常地区 (行常)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年5月9日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

実質化された人・農地プランを策定した際のアンケートで、地区内の耕地面積の67.6%(13.8ha)を60才以上の農業者が管理しており、さらに60才以上の農業者のうち60.1%(8.3 ha)が後継者がいないと回答していることから、農業者の高齢化及び後継者不足が大きな課題となっていたが、現在は主に認定農業者、認定新規就農者に農地中間管理機構を通じた集積を行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、麦を主要作物とし栽培を行う。水が入りづらい農地については、畑地化を行い、麦やそばの作付けを行う。その他の水稻、麦の作付けが難しい農地については、果樹の作付けを検討しながら農地の管理を行う。水稻の作付けについては、れんげを主体とした減農薬、減化学肥料の取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理等を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約を図り維持、保全に努める。

(3)基盤整備事業への取組方針 農地の基盤整備済み。(昭和63年度) また、地区内の未整備地への新たな取組は困難と考える。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 地区外から新たな就農を希望する者がいれば、利用できる農地等を紹介することで、就農の支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 地域内で収穫等の農作業委託の依頼が農家からあった場合は、営農組合で対応していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】 ・水が入らず水稻の作付が難しい農地については、畑地化を進める。 ・れんげによる減農薬、減肥料の取り組みを進める。
